

都城市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定に準じ、都城市クリーンセンター建設・維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第 8 条の規定に準じ、民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を公表する。

平成 23 年 12 月 26 日

都城市長 長 峯 誠

## 都城市クリーンセンター建設・維持管理事業における 民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果について

### 1. 特定事業の内容

#### 1.1 事業名

都城市クリーンセンター建設・維持管理事業

#### 1.2 対象となる公共施設等の概要

施設の種類	廃棄物処理施設
立地場所	都城市山田町山田地内 敷地面積：約 32,000 m <sup>2</sup> （うち本事業対象敷地：約 13,000 m <sup>2</sup> ）
施設概要	処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	230t/日（115t/24h×2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉方式（灰溶融設備なし）
供用開始	平成 27 年 3 月（予定）

#### 1.3 公共施設等の管理者等

都城市長 長 峯 誠

#### 1.4 事業概要

本事業における施設の整備は D B M（Design：設計、Build：建設、Maintenance：維持管理）方式により実施する。事業者として選定した企業グループ（以下「民間事業者」という。）が特定建設共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行うものである。さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20 年 1 か月の維持管理期間にわたって、本施設の維持管理業務を行うものである。

## 2. 入札方式及び入札スケジュール

### 2.1 入札方式

本事業における民間事業者の選定については、総合評価一般競争入札方式により実施した。

### 2.2 入札スケジュール

スケジュール	内 容
平成 22 年 9 月 2 日 (木)	実施方針の公表
平成 22 年 10 月 29 日 (金)	特定事業の選定結果の公表
平成 23 年 4 月 20 日 (水)	入札公告及び募集要項の公表・配布
平成 23 年 6 月 6 日 (月)	参加表明書、参加資格審査申請書類及び提案概要書の受付締切
平成 23 年 6 月 29 日 (水)	入札参加者へのヒアリング
平成 23 年 7 月 1 日 (金)	参加資格審査結果の通知
平成 23 年 8 月 5 日 (金)	入札書類の受付締切
平成 23 年 9 月 29 日 (木)	入札参加者へのヒアリング
平成 23 年 10 月 3 日 (月)	落札者の決定及び公表

## 3. 選定委員会の設置

市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「都城市クリーンセンター事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。選定委員会を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	荒井 喜久雄	社団法人全国都市清掃会議技術部長
副委員長	野村 秀雄	都城市副市長（平成 22 年 7 月 1 日から）
委員	土手 裕	国立大学法人宮崎大学工学部准教授
委員	平原 洋和	独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校名誉教授
委員	岩熊 美奈子	独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校物質工学科准教授
委員	和田 利一	税理士（和田税務会計事務所所長）
委員	石崎 敬三	三股町副町長（平成 23 年 2 月 8 日から）
前副委員長	前田 公友	都城市副市長（平成 22 年 6 月 30 日まで）
前委員	木佐貫 辰生	前三股町副町長（平成 22 年 7 月 23 日まで）

## 4. 落札者の決定

入札公告時に公表した事業者選定基準に基づき、選定委員会が審査を実施し、選定委員会からの選定報告に基づき市が落札者を次のとおり決定した。審査の内容については、平成 23 年 10 月 3 日公表の選定委員会による「審査講評」を参照のこと。

代表企業：川崎重工業株式会社 九州支社

協力企業：大淀開発株式会社、丸昭建設株式会社、株式会社匠、株式会社持永組

## 5. 落札金額

金 13,440,000,000円

(事業期間中に市が民間事業者に支払う金額であり、消費税及び地方消費税を含む。)

## 6. 定量的評価

### 6.1 評価の方法

民間事業者の提案に基づき本事業をDBM事業として実施することにより期待される事業期間を通じた市の財政負担の縮減について評価を行った。

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 6.2 財政負担額の比較

本事業における市の財政負担額について、従来方式の場合と民間事業者が提案に基づき実施する場合とを比較し、現在価値換算で29億1千9百万円(21.63%)の縮減ができるとの結果が得られた。

項目	金額(現在価値換算後)	割合	備考
従来方式の場合(a)	13,497百万円	100	運転に係る経費を含む。
DBM事業として実施する場合(b)	10,578百万円	78.37	運転に係る経費を含む。
財政負担見込みの軽減額(a-b)	2,919百万円	21.63	

注) aについては、平成22年10月29日に公表した特定事業の選定における前提条件により算出した。bについては、契約金額に対し、保険料、モニタリング費用等を加算し、税収見込み、売電収入等による調整を行った。

## 7. 定性的評価

民間事業者の提案に基づき本事業をDBM事業として行うことにより、以下のような定性面での効果を期待することができる。

### 7.1 効率的な運営・維持管理の実施

本事業は、DBM方式で実施することにより、調査、設計・施工から維持管理業務までを一括して民間事業者任せのため、施設の機能を十二分に発揮する首尾一貫したサービス提供が期待できる。また、ごみ焼却処理施設を性能発注することで、民間事業者のノウハウを活かした創意工夫により、合理化、効率化が期待できる。

### 7.2 機能性及びサービスの向上

維持管理業務においては、これまで単年度で個別発注していた業務を長期かつ包括的に委託することにより、民間事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで効率的に業務に取り組むことが期待できる。

### 7.3 リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するというPFI事業の考え方にに基づき、本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定することで、その責任分担を市と民間事業者との間で明確にすることが可能となる。

その結果、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

### 7.4 財政負担の平準化

DBM方式で実施することにより、単年度契約により発注していた維持管理業務を民間事業者へ長期に委託するため、大規模修繕や補修費などによる維持管理費の変動を抑え、財政負担の平準化が図れる。